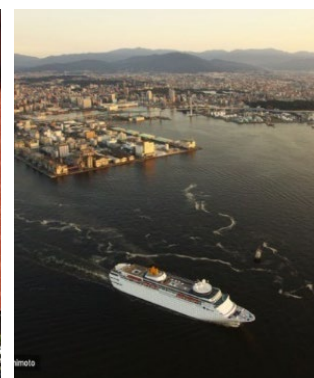
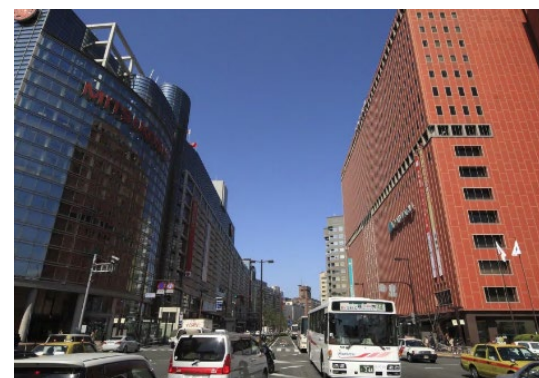
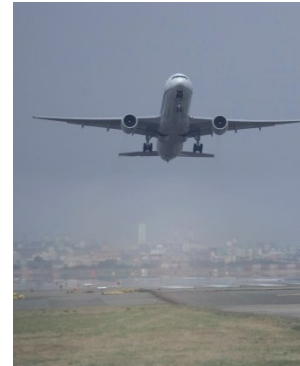


福岡におけるライドシェアを巡る 動向について



令和6年1月29日 福岡市長 高島 宗一郎

① 道路運送法第78条 第3号関係

- ・タクシー不足分をライドシェアで補うため、**タクシー事業者の運行管理の下で新たな仕組みを創設、2024年4月から開始**

② 道路運送法第78条 第2号関係

- ・地域公共交通会議等において、**地方自治体の長が判断できるよう改善**を図るなど、市町村・NPO等が行う自家用有償旅客運送制度を**2023年内から改善**

(主な拡充内容)

- ・空白地の目安を数値で提示し、**時間帯による空白の概念を盛り込む【年内】**
- ・導入等について、**一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断【6月まで】**

③ 新法関係

- ・タクシー事業者以外の者が行う**ライドシェアに係る法制度**について、**2024年6月に向けて所要の議論を進める**

● タクシー業界関連の動き

- 福岡市タクシー協会主催で
タクシードライバー募集のための
合同説明会を1/17初開催
(参加者延べ**48名**)



- 福岡市タクシー協会が**市議会各会派**に対して、
ライドシェアの安全性への懸念について、
説明会を開催 (R5.12)

※ タクシー会社で責任を負えない
一種免許で運行するのはどうか
利用者が危険にさらされるのはどうか 等

- 福岡県議会議長名で、「ライドシェア導入について
慎重な検討を求める意見書」を国会等に提出
(R5.12.20) ※ 安全性の確保、利用者保護等に万全を期すこと 等
- タクシー労働者等を組織する労働組合の自交総連が
ライドシェア反対の街宣活動実施



● 国の通達(2号関連)

地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
(R5.12.28物流・自動車局長通達)より

- 交通空白地有償運送の必要性は**地域公共交通会議**で**判断**することが必要
- 公共交通機関の**営業時間外**は少なくとも交通空白地に該当



24時間タクシーが営業しているような自治体で、
タクシー事業者も把握していない都市部の
交通空白時間帯を明確に証明することは困難

福岡では、

道路運送法78条の運用拡大による

移動の足の確保の見通しは不透明

タクシードライバー不足は全国的かつ 深刻な問題であり、市民や観光客の足として、 早急に改善すべき課題である



博多駅のタクシー待ち(R5.5.4)



福岡空港のタクシー待ち(R5.5.4)

今後、新法の制定にあたっては、
ライドシェアの定義、
万が一の際の会社やドライバーの補償、
タクシー業界との共存(イコールフットィング)など、
各地域に任せるのではなく、国において、
全国統一のルールとして規定すべきである